

12月保険証廃止は延期を



発行所
埼玉県保険医協会
〒330-0074
さいたま市浦和区北浦和
4-2-2 アンリツビル 5F
電話 048(824)7130
FAX 048(824)7547
発行人 山崎利彦
購読料 1部 150円
会員の購読料は会費に含まれています。

主な記事

2面：論壇「個別指導とは一体どういうものであろうか？」
3面：医科・歯科23年度個別指導指導事項
4面：入会のご案内
5面：先発医薬品の選定療養の最新情報
6、7面：特集 12月からの保険証廃止でどうなる？ 9種類のカードが提示

全県配布

本号は会員および未入会の方にも配布されています。
※未入会の方の先生方におかれましては、この新聞を送付に際し、関東信越厚生局で開示されたデータを送付していただきます。

厚労省 マイナ利用率の低さ 療担違反にならない

厚労省は八月三十日に「マイナ保険証の更なる利用促進の取組」を提案した。マイナ保険証の利用率に着目し療養担当規則違反の可能性に言及し医療界を威圧するものだ。これに対して九月二十六日に協会は厚労省に趣旨を質し、マイナ保険証の利用率の低さが療養担当規則違反とはならないこと、調査への対応は医療機関の任意でよいことなどの回答を得た。

十二月の健康保険証廃止に伴い、医療機関の受付で確認する保険証等のカード類は九種に増え、患者・市民から問合せが急増することが予想される。特集では、当面は保険証が継続して使えるとともに、マイナ保険証を所持していなければ、保険証とほぼ同じ券面の資格確認書が必ず交付されること、マイナ保険証の解除などを解説している(6~7面)。

供よりもマイナ保険証の利用率向上策に躍起になる武見厚労相、河野デジタルの退陣も求めた。臨時談話は協会ホームページに掲載している。

まもなく総選挙 悪政の転換と改善を

診療報酬が連続マイナス改定を強いられ今改定は過去最悪となり医療予算の圧迫は酷くなるばかり。一方で防衛費は空前の伸びを示し、企業の内部留保は過去最高額を更新中であり政治は大きく歪んでいる。まもなく実施される総選挙は医療、社会保障分野を軽んじる政策の見直しを求めたい。

医療費抑制政策の転換を
月刊保団連 10月号に同封



厚労省に要請書を手渡す山崎理事長(右から3人目) 高木真理参議院議員(右から4人目)、保団連武田社保審査部長(同5人目)、渡部副理事長(最左)

◆保険証存続の国会決議を早急に

九月十日に山崎理事長は臨時談話を発表。九月下旬に自民党総裁選の候補者であった石破元幹事長らが健康保険証の廃止に対して「先送り」「延期」と言及したことに賛同し、早期に国会決議を行うことを強く求めた。あわせて廃止の目的になっても国民への情報提

◆金井県医師会会長が「保険証廃止」に「混乱必至」

協会は八月に県医師会、県歯科医師会に地域医療を担う医療機関が安心できるよう尽力を要請した。九月には県内

◆運転免許証は従来版とマイナ免許証と併用に

自動車運転免許証は来年春からマイナ免許証の運用が開始されること

◆金井県医師会会長が「保険証廃止」に「混乱必至」

九月二十二日の関東甲信越医師会連合会の定例会の中で、埼玉県医師会会長が「マイナ保険証の運用が開始されること

◆「子どもの権利と人権」

尾崎康氏(埼玉弁護士会 前会長)

2023年度埼玉弁護士会会長・日本弁護士連合会常務理事。裁判所書記官を経て弁護士登録。2004~2009年には裁判官として勤務。ミュージシャンの故尾崎豊氏は弟。お申し込みは協会HPまたは右記コードから

個別指導に弁護士が帯同できます

◆金井県医師会会長が「保険証廃止」に「混乱必至」

九月二十二日の関東甲信越医師会連合会の定例会の中で、埼玉県医師会会長が「マイナ保険証の運用が開始されること

◆運転免許証は従来版とマイナ免許証と併用に

自動車運転免許証は来年春からマイナ免許証の運用が開始されること

◆「子どもの権利と人権」

尾崎康氏(埼玉弁護士会 前会長)

個別指導に弁護士が帯同できます

表1) 集团的個別指導スケジュール

回数	日付	時間
第1回	10月16日(水)	14時から15時30分
第2回	11月19日(火)	14時から15時30分
第3回	11月27日(水)	14時から15時30分
第4回	12月16日(月)	14時から15時30分

会場:さいたま市新都市合同庁舎1号館講堂

表2) 2024年度 集团的個別指導の対象となる平均点数と選定件数(医科診療所・歯科)

類型区分	医療機関数(件数)	補正後平均点(点数)	基準平均点(点数)	集团的個別指導(選定件数)
内科(その他)	1,323	1,045	1,254	99
内科(在宅)	441	1,604	1,925	35
内科(透析)	116	7,332	8,798	9
精神・神経科	176	1,358	1,630	11
小児科	231	1,102	1,322	16
外科	150	1,377	1,652	10
整形外科	349	1,196	1,435	21
皮膚科	194	662	794	10
泌尿器科	54	2,187	2,624	1
産婦人科	122	1,465	1,758	4
眼科	341	1,082	1,298	25
耳鼻咽喉科	221	827	992	17
診療所小計	3,718			258
歯科	3,492	1,159	1,391	276

※基準平均点は、補正後平均点の1.2倍(病院1.1倍)
※厚生局の開示資料を協会が編集
◆平均値の対象レセプト
診療所・歯科は外来点数(歯科病院含む)で医療保険・後期高齢者
<医科の類型区分>
◆内科(その他):呼吸器、消化器、胃腸、アレルギー、リウマチ、循環器の各科含む
◆内科(在宅):在宅療養支援診療所の届出あり
◆内科(透析):主として人工透析実施、内科以外で主として人工透析を行うもの含む
◆精神・神経科:神経内科、心療内科含む
◆外科:呼吸器外科、脳神経外科、小児外科、肛門科、心血管外科、麻酔科等
◆整形外科:理学療法科、リハビリ科、放射線科含む
◆皮膚科:形成外科、美容外科含む
◆泌尿器科:性病科を含む
◆産婦人科:産科、婦人科含む
◆耳鼻咽喉科:気管食道科含む